

守山市こどもの居場所検討業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

守山市こどもの居場所づくりとは、就労等にかかわらず、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行う場の提供を目的とし、学校施設を活用した放課後の居場所を設置することである。

本市では、放課後児童健全育成事業を実施する中、特にさらなる保育ニーズの高まりを見込む守山市立玉津小学校および中洲小学校にて、その対応策として、学校施設を活用した新たな放課後の居場所の設置・運営について検討を行う。

令和7年度においては、2校を対象に課題の把握および課題解決策の提案、提案内容を精査したうえで環境面、運営面、管理面などを具体化した運営計画書の作成および運営事業所の募集にむけた仕様書作成への助言等について、業務の実績、高い専門性と豊富なノウハウを有する事業者へ業務委託を行う。

2 業務概要

(1) 業務名

守山市こどもの居場所検討業務

(2) 業務内容

別紙、守山市こどもの居場所検討仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月20日まで

3 見積上限額

金7,700,000円（消費税および地方消費税額を含む）

4 実施方式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

実施要領配布開始	令和7年3月18日（火）
質問締め切り	3月26日（水）
質問回答	4月1日（火）

参加申込書提出期限	3月26日（水）
参加資格審査通知発送	4月1日（火）
企画提案書提出期間	4月4日（金）から4月10日（木）まで
プレゼンテーション実施	4月中下旬
審査結果通知発送	5月上旬
仕様内容についての協議	5月中旬

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める者に該当しない者であること。
- (2) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）に基づく入札参加資格停止の措置期間中でないこと。
- (3) 法人格を有すること。
- (4) 平成27年4月1日以降に放課後児童健全育成事業以外で学校施設を活用した児童の放課後の居場所の新規開設に携わり、運営された事業があること。

または、先に記載の児童の放課後の居場所を3年以上運営したことがあること。

- (5) 国税（法人にあっては「法人税ならびに消費税および地方消費税」、個人にあっては「所得税ならびに消費税および地方消費税額」）および市町村税（本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に係るもの。法人にあっては「法人市町村民税、固定資産税」、個人にあっては「市町村民税、固定資産税」）を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者または会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (8) 次のアからケまでのいずれかの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に定め

る暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体およびこれに類する団体）。

ク 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）。

ケ 児童福祉法および児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）等の規定により、罰金以上の刑に処されたことがあるとき。

7 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第 4 号）により、電子メールで提出すること。

※ 電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を連絡し、担当課に着信したことを確認すること。

※ 電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和 7 年 3 月 26 日（水） 午後 5 時 15 分まで

(3) 提出先

メールアドレス：kodomoseisaku@city.moriyama.lg.jp

到着確認連絡先：077(584)5925

メールタイトル：**【質問書】** 守山市こどもの居場所検討業務公募型プロポーザル

(4) 回答方法

質問があった事業者に回答期日までに、電子メールで回答を送付し、質問および回答は市ホームページに掲載する。

(5) 回答日時

令和7年4月1日(火) 正午 予定

(6) その他

選定上の公平性を損なう質問については、回答をしないことがある。

また、質問の回答をもって実施要領および仕様書への追記および修正とするため、必ず確認すること。

8 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本実施要領、仕様書および守山市財務規則（昭和39年規則第6号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。（発行後3か月以内・写し可・1部ずつ）

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）

イ 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）（法人のみ）

ウ 印鑑証明書

エ 直近年度の国税（法人税ならびに消費税および地方消費税）、市町村税の完納証明書（法人の場合）

※1 国税に未納がないことを証する書類は、原則として「その3の2」または「その3の3」。「その3」の場合、消費税および地方消費税のほかに、所得税または法人税の選択が必要。

※2 市町村税の完納証明書は本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に未納がないことを証する書類。

※3 市町村税の完納証明書の書式がない場合は、直近1年分の納税証明書を添付することとし、法人の場合は「法人市町村民税、固定資産税」、個人の場合は「市町村民税、固定資産税」に未納がないことがわかるものとする。

オ 委任状（支店等と取引をする場合）

カ 守山市暴力団排除条例第6条の規定に基づく照会同意書（様式第2号）

ク 業務実績表（様式第3号）

(ア) 業務内容がわかる契約書の写し

ケ 法人概要がわかる書類（カタログなど）

※ 守山市入札参加資格登録業者は、イからカの書類は不要とする。

(2) 提出期限

令和7年3月26日(水) 午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる

方法によることとし、提出期限までに必着したものに限り受け付ける。また、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
守山市役所こども家庭部こども政策課

(5) 参加資格審査の通知

資格審査を行い、適正と認める者に参加資格を有する旨、令和7年4月1日(火)頃を目処に通知する。

9 企画提案書提出期日および作成方法等

(1) 提案内容

別添の守山市こどもの居場所検討業務仕様書を熟読し、委託する各業務のスケジュールを立てたうえで全体スケジュールを作成すること。また、かかる経費についても積算のうえ、提案すること。また、以下の項目を最低限含むこと。

ア 本市課題および業務の理解

イ 各業務の推進にあたっての工夫

- ・業務の手順および流れ
- ・独自提案（提案は任意）

ウ 事業管理力

- ・各業務のスケジュール

エ 業務体制

- ・人数および体制がわかる図

オ 業務管理の方法

- ・会議体の在り方、体制内での業務管理方法

カ 市との連絡調整

- ・市との連絡体制図
- ・連絡方法

連絡方法		メール	有 ・ 無
電話	有 ・ 無	WEB 会議	有 ・ 無
FAX	有 ・ 無	その他（ ）	

(2) 提出書類

紙面で以下の部数を提出する。また、あわせてデータ(PDF等)を提出すること。

ア 提案書(鑑)(様式第5号) 1部

イ 見積書(様式第6号) 1部

ウ 提案書(任意様式) 1部

(3) 提案書の作成

ア 使用する用紙は A4 サイズを基本とし、縦書き、横書きは問わない。必要に応じて A3 サイズを用いるなどわかりやすさを重視すること。

イ 提案書はフラットファイルで綴じ、ファイルの表に「守山市こどもの居場所検討業務 提案書」および「事業者名」を記載すること。

ウ 提案書類にはページを付番すること。

(4) 提出期限

令和 7 年 4 月 10 日（木）午後 5 時 15 分まで

(5) 提出方法

持参とする（郵送不可）。

データの提出は、提出場所記載のメールアドレスに電子メールで送付し、守山市こども政策課に電話連絡を行い、提案書の到着を確認すること。

(6) 提出先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市役所こども家庭部こども政策課

（データ提出先）

メールアドレス：kodomoseisaku@city.moriyama.lg.jp

到着確認連絡先：077(584)5925

メールタイトル：【提案書】守山市こどもの居場所検討業務公募型プロポーザル

(7) 記入上の注意

ア 原則として 1 者 1 提案とする。

イ 受付後の追加修正は原則認めない。

ウ 失格事項に該当することがないように注意すること。

10 プレゼンテーションおよびヒアリング審査の実施

提案に関するプレゼンテーションおよびヒアリング審査を以下のとおり実施する。

(1) 実施日時

令和 7 年 4 月中下旬 ※詳細は別途案内する。

(2) 場所

守山市役所 ※詳細は別途案内する。

(3) 説明時間

15 分程度

※応募者数により調整する場合がある。

(4) 質疑応答

10 分程度

(5) プレゼン方法

ア プレゼンテーションは事前に提出した提案書によるもののほか、パワーポイントなどを用いて実施することを許可するので、前日までに使用するデータを市にメールで送付しておくこと。

イ 事前に送付されたデータ、パソコン、プロジェクター（HDMI 接続）およびスクリーンは市において用意する。

ウ 配布物がある場合、その旨を市にメールにて連絡したうえで、前日までに市に必着のこと（持参可）。なお、当日の配布は不可とする。

エ 出席者数

原則 3 人以内とすること。

(6) 審査基準

プロポーザルの審査基準は以下のとおりとする。

ア 事前審査

評価項目	評価内容	配点
提案業者の策定実績	平成 27 年 4 月 1 日以降に放課後児童健全育成事業以外で学校施設を活用した放課後の子どもの居場所の新規開所に携わり、運営された件数	20
提案業者の運営実績	放課後児童健全育成事業以外で学校施設を活用した放課後の子どもの居場所を 3 年以上運営した件数	20
費用検討	金額およびコスト削減の妥当性	10

イ 提案内容審査

評価項目	着眼点	評価の基準	点数
本市課題 および業 務理解	・仕様理解度 ・現状、課題理解度 ・業界理解度	本市の状況、解決する課題、本事業の目的、条件、業界の動向を理解した提案となっている。	20
	・解決方向性	課題解決を促す検討が進められ提案となっている。	10
実現性のある提案	・専門性	事業者の持つ専門的知見を活用した提案となっている。	10
	・実現性	その提案が、限られた財源と時間の中で、本市で実現できる提案となっている。	30
各業務の 推進にあ たっての 工夫	・実施の手順、流れの 妥当性	その提案が、ヒアリング、骨子作成、詳細設計、運営計画書作成、仕様書作成支援における実施の手順や流れが妥当なものである。	10

	・事業の進めやすさ (体制、方法)	検討が円滑に進むような提案がされている。	10
	・独自提案	金額、期間に影響ない範囲で居場所に関する独自提案がされている。	10
事業管理力	・計画性	スケジュールの過密や過疎がなく、妥当である。	10
	・実行性	事業目的が達成できる実行性がある。	5
業務体制、 業務管理 の方法、市 との連絡 調整	・人員体制	複数名により業務に支障が出ない人員体制が組まれている。	10
	・業務の管理方法	業務管理が適正であり、市との意見交換、やり取りが計画的また綿密に行われる。	10
	・連絡方法	本業務で有効な web 会議など複数の手法による連絡方法が可能である。	5
意欲・コミュニケーション力	・意欲性 ・応答性	業務に対する取組意欲が感じられる。また、質問に対する応対が明快で、しっかりとしたコミュニケーションが期待できる。	10

11 審査方法

- (1) 事前に定めた審査基準に基づき審査し、候補者および次順位候補者を選定する。
- (2) 書類審査およびプレゼンテーションならびにヒアリング審査を行うものとし、審査委員が各自評価、採点する。
- (3) 審査員の評価点の合計が最低基準点（満点（200点×評価者数）の6割）以上となった応募事業者のうち、評価点が最も高いものを候補者として選定する。
なお、応募が1事業者であった場合でも、評価得点が評価基準点以上となるときは候補者となる。

12 審査結果

- (1) 通知方法プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知日
令和7年5月上旬

13 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (2) 提出された全ての書類は、返却しない。

- (3) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

14 情報公開および提供

審査の結果については、守山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 候補者名
- (2) 参加事業者数
- (3) 参加事業者の評価点（得点順）

市は、提案者から提出された企画提案書等について、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の公開とする。

15 その他

(1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

(3) 参加申込み後の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、すみやかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出する。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、第3項に掲げる見積限度額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は候補者に選定された者が作成した企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできないものとする。

16 問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市こども家庭部こども政策課 担当：颯娃

電話 077-584-5925

FAX 077-582-1138

E-mail kodomoseisaku@city.moriyama.lg.jp